**遊　　漁　　規　　則**

裾花川水系漁業協同組合内共第３号第５種共同漁業権遊漁規則

（趣旨）

1. この規則は、裾花川水系漁業協同組合が免許を受けた、内共第３号第５種共同漁業権に係る

漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか、にじます、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な項目を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納入義務）

第２条　漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービスによる方法により申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、竿釣及びたも網による遊漁の場合には口頭で、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

３　組合は､第１項の規定による申請があったときは､竿釣及びたも網による遊漁の場合には第１１条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き第１項の承認をするものとする。

４　第１項の承認を受けた者は、直ちに第７条第１項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

（漁具漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法によりウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　魚　種 | イ　漁　具　漁　法 | ウ　　　統　　　数　　　又　　　は　　　規　　　模 |
| あ　　　ゆ | 竿　　　　　釣 | １人　　１本 |
| たも網、　投網 | 網目こま１２ミリメートル以上・１人　１統 |
| あゆ以外の魚種 | 竿　　　　　釣 | １人　　２本以内 |
| たも網、　投網 | 網目こま１２ミリメートル以上・１人　１統 |

－１－

（遊漁期間）

第４条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　　魚　　　　　　種 | イ　　　　　期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　間 |
| あ　　　　　ゆ | ６月１日以降で組合が定めて公表する日時から９月３０日まで。但し、とも釣以外の漁法は組合が別に公表した日時から９月３０日まで。 |
| いわな、やまめ | ３月第２日曜日解禁時から９月３０日まで。 |
| こ　い、ふ　な、う　ぐ　いう　な　ぎ、お　い　か　わ | 周　　　　年ただし、長野市戸隠参宮橋より上流については３月第２.日曜日解禁時から９月３０日まで。 |
| にじます | 周年ただし、１０月１日から翌年３月第２日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。 |
| か　　じ　　か | ５月１６日解禁時から９月３０日まで。 |

２　前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

（禁止区域）

1. 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれ

イ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　域 | イ　　期　　　　　　間 |
| 奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで（三枚沢を含まない）及びダム放水口から下流３０メートルの間。 | 周　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里大佐出沢の全域 | 周　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里クルワド沢の全域 | 周　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里濁川の本流及び支流 | 周　　　　　　年 |

－２－

1. 投網禁止区域

|  |  |
| --- | --- |
| ア　　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　域 | イ　　期　　　　　　間 |
| 長野市鬼無里西京堰堤より上流の裾花川本支流全域。 | 周　　　　　　年 |
| 長野市鬼無里小川本支流全域。 | 周　　　　　　年 |
| 長野市戸隠折橋より上流の楠川本支流全域。 | 周　　　　　　年 |
| 長野市戸隠ウズクマ川本支流全域。 | 周　　　　　　年 |

長野市裾花川本流の旭山橋（長野市里島）と長安橋（長野市安茂里）の間。（生育調査及び外来魚駆除等

の為組合事務所の許可必要）

（全長制限）

第６条　次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　魚　　種 | イ　　大　　　き　　　さ | ア　魚　　種 | イ　　大　　　き　　　さ |
| こ　　　　い | 全長１８センチメートル | う　な　ぎ | 全長３０センチメートル |
| ふ　　　　な | 全長１０センチメートル | に　じ　ま　す | 全長１５センチメートル |
| う　ぐ　い | 全長１０センチメートル | や　ま　め | 全長１５センチメートル |
| お　い　か　わ | 全長　８センチメートル | い　わ　な | 全長１５センチメートル |
| か　じ　か | 全長　５センチメートル |  |  |

（遊漁料の額及び納付の方法）

第７条　第２条第４項の規定により納付する遊漁料の額は次表のとおりとする。

　　　但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合は１，０００円を付加した額とする。

1. 竿釣及びたも網による遊漁の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　魚　種 | 承認期間 | 遊　　漁　　料 |
| あ　　　ゆ | １　　　日 | １，５００円 |
| １　　　年 | ６，０００円 |
| あゆ以外の魚種 | １　　　日 | １，０００円 |
| １　　　年 | ５，０００円 |

－３－

（２）前項の規定に係わらず竿釣及びたも網による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、

右欄に掲げるとおりとするただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 遊　　　漁　　　料 |
| 中　　学　　生　以　下 | 無　　　　　　　料 |
| 身体障害者(組合が認める者) | 半　　　　　　　額 |

（３）前１号以外の遊漁の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象魚種 | 漁具漁法 | 承認期間 | 遊　漁　料 |
| あ　　ゆ | 投　　網 | １年 | ８，０００円 |
| あゆ以外の魚種 | 投　　網 | １年 | ８，０００円 |

（４）前項の規定にかかわらず、釣竿及びたも網による遊漁の場合には、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

２　遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣、たも網による遊漁のうち、承認期間１日の遊漁料の納付は当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

（１）長野市中御所３-１４-１０　　　　　　裾花川水系漁業協同組合事務所

（２）前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し公示した場所

（遊漁承認証に関する事項）

第８条

　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に揚げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　（１）承認期間が１年間の遊漁承認証にあっては、承認を受けた者の氏名、住所　　　　　　　　　　　（２）承認期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（３）魚種　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（４）漁具・漁法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（５）遊漁区域　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（６）遊漁料の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（７）注意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（８）その他参考となるべき事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（９）発行者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２，遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービス又は漁場

－４－

監視員において行うものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３，遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第９条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

　　２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

　　３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第１０条　漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行なうことがある。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

1. 氏名
2. 有効期限
3. 注意事項
4. その他必要な事項
5. 発行者名

（違反者に対する処置）

第１１条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和５年（２０２３）９月１日から施行する。

（行政庁の認可日　令和　年(２０２Ｘ)　月　日）

－５－